

仕様書

1 業務名称

保育人材イメージアップ SNS 広告業務

2 業務概要

札幌市が制作した「保育人材イメージアップ事業」の動画をインターネットサイト上で特定の対象者に向けて広告配信し、指定する専用 Web サイトへ誘導する。

3 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日まで

4 業務内容

(1) 広告掲載先

- ア Google が運営するサービス YouTube
- イ LINE ヤフー株式会社が運営する Yahoo
- ウ LINE ヤフー株式会社が運営する LINE

(2) 広告対象

- ア 年齢
若年層（10 代、20 代前半）を中心としつつ、全ての年齢を対象とする。詳細は委託者と協議して定めること。
- イ 性別
全て
- ウ 関心事
職業、将来

(3) 対象地域

北海道札幌市及び札幌市近郊。詳細は委託者と協議して定めること。

(4) 配信先機器

パソコン、タブレット及びスマートフォン

(5) 配信期間

令和 6 年 3 月 15 日から 3 月 28 日まで

※始期は前倒して配信することを妨げない。

(6) 配信上限（視聴目標回数）

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| (1) Youtube（30 秒、60 秒、スキップ可広告） | 500,000 回 |
| (2) YDA | 15,000 回 |
| (3) LINE | 55,000 回 |

※それぞれの視聴目標回数に到達するよう努めること。

(7) 動画素材

委託者から提供する動画データ (URL)

- ・未来を育てる、プロがいる

(https://www.youtube.com/watch?v=I_8lWGf8Lac)

- ・園児の絵がフィギュアに！ (PR 篇)

(<https://www.youtube.com/watch?v=zpYKPhCGJFc>)

- ・保育士さんは見た！天才のつぶやき【くすっと】篇

(https://www.youtube.com/watch?v=-sorze_OIKs&t=1s)

- ・保育士さんは見た！天才のつぶやき【ほっこり】篇

(<https://www.youtube.com/watch?v=qXnbUSvzQK4>)

(8) 配信方法

ア 専用ホームページ「#WE LIKE 保育！」にアクセスできる仕様とする。

<https://www2.city.sapporo.jp/welikehoiku/>

イ 広告掲載先に合わせて、使用する動画素材の選定及び掲載方法並びに最適な動画素材へ加工する。

(9) 動画素材の加工

ア 上記(8)の動画素材の加工については、委託者と事前に打合わせを行うこと。各媒体に合わせて動画素材を適宜調整すること。サイズ調整に用いる文字等については、委託者と協議する。

また、配信に使用する動画への加工とは別に、全ての動画素材を15秒に加工すること（札幌市が保有する大型ビジョンなどで活用するため）。この際も委託者と事前に打合わせを行うこと。

イ 色相はカラーとし、札幌市の発行する「広報に関する色のガイドライン」を踏まえた色使いとする。

ウ 校正回数は1回とする。

(10) 専用ホームページ「#WE LIKE 保育！」の更新作業

上記で編集、加工した動画、バナーの掲載のほか、既存テキストの変更及び既存コンテンツの編集、削除等を行うこと。詳細は、委託者と事前に打合わせを行うこと。<https://www2.city.sapporo.jp/welikehoiku/>

5 業務の完了

業務の完了は広告の配信期間終了若しくは、配信上限の何れかを満たした場合とする。

6 提出書類等

受託者は業務完了後速やかに業務完了届、業務報告書及び成果物を提出する。

- (1) 業務完了届（札幌市指定様式-役務第9号）
- (2) 業務報告書（任意様式）
PDF形式及び紙面で提出すること。なお、図表や画像等を使用し分かりやすく作成すること。
- (3) 上記4(9)で加工した動画を保存した CD-R または DVD などのメディア

7 著作権について

- (1) 本件契約に基づく成果物に関連する著作権法（昭和45年法律第48号。以下同じ。）第17条第1項に規定する著作権は委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、本成果物に関する著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 本成果物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者に対して、本成果物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (4) 受託者は、委託者に対し、受託者が本成果物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権、特許権及び商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。なお、写真や文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作物の原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを行ったうえで本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにする。
- (5) 本著作物の利用について、第三者から権利の侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 支払要件

当該業務の支払は、受託者から提出された完了届等により業務完了の確認を行い、検査に合格した後に支払うものとする。

9 留意事項

- (1) 本仕様書において疑義等が生じた場合は、その都度、委託者及び受託者双方の協議により決定する。
- (2) 本業務の遂行に係る事業者との調整は、受託者が行うものとする。
- (3) 受託者は役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (4) 契約の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように留意すること。

また、委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、業務遂行目的以外に使用しないこと。

- (5) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務の遂行にあたり、札幌市環境マネジメントシステムに準じた環境負荷低減に努めること。
- (7) 他の人・団体の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (8) 本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損失を与えたときはその損害を賠償するものとする。

10 問合せ先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階
札幌市子ども未来局 支援制度担当部 保育推進課 保育企画係 山吹、数田
TEL:011-211-2346 FAX:011-231-6221 E-mail:hoiku-suishin@city.sapporo.jp